

実 技 試 験

☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 問題数は40問、解答はすべて記述式です。
- ・ 択一問題の場合、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選んでください。
- ・ 語群選択問題の場合、語群の中からそれぞれの空欄にあてはまるとされる語句・数値を選び、語群に記されたとおりに解答用紙の所定の欄に記入してください。また、語群の語句・数値にそれぞれ番号が付してある場合は、その番号のみを記入してください。
- ・ 語群のない問題の場合、指示に従い解答用紙の所定の欄に直接正解と思われる語句・数値・記号を記入してください。
- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、平成26年10月1日現在施行の法令等に基づいて、解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に係る国税・地方税関係の臨時特例等の各種特例については考慮しないものとします。
- ・ 解答は楷書、算用数字（1、2、3…）ではっきりと正しく記入してください（誤字・脱字・略字は不可）。
- ・ 計算問題については、計算結果を解答として所定の欄に記入してください。その際、解答用紙に記載されている単位を使用し、漢字や小数点、上付き数字を使用しないでください。正しく記入されなかった場合、採点されませんのでご注意ください。なお、カンマのあり・なしについては採点には影響しません。

〔例1〕 解答用紙に記載の単位「万円」の場合

可の例：105万円／不可の例：1,050,000円

〔例2〕 解答用紙に記載の単位「円」の場合

可の例：1,005,000円／不可の例：100万5,000円、100.5万円、100.⁵万円

【第1問】下記の（問1）、（問2）について解答しなさい。

問1

ファイナンシャル・プランナー（以下「FP」という）がファイナンシャル・プランニング業務を行ううえでは、個人情報の取扱いの重要性を認識し、十分な注意を払う必要がある。FPの個人情報の保護に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。以下、「個人情報の保護に関する法律」を「個人情報保護法」という。

1. 事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報の数が、過去6ヵ月間のいずれの日においても100件以下であるFPは、個人情報保護法における個人情報取扱事業者とされないため、個人情報の漏えい防止策を講じる必要はない。
2. 保険代理店業務を営んでおり、個人情報保護法における個人情報取扱事業者に該当するFPは、過去にライフプラン相談を受けた顧客がダイレクトメール等の案内を希望していない場合、相談内容に合致する新商品の案内であっても、顧客の承諾なしに送付すべきではない。
3. FP事務所の出入りが自分のみで、個人情報保護法における個人情報取扱事業者に該当しない個人経営のFPは、顧客情報を保管する書類収納庫に施錠する必要はない。
4. 個人情報保護法における個人情報取扱事業者に該当しないFPが、無料相談会において相談者から匿名かつ住所未記入でライフプラン設計の相談を受けた場合、その相談者の事例については、相談内容の詳細を第三者に公開しても構わない。

問2

「消費者契約法」に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）保護の範囲は、個人（事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く）とされており、法人は対象外とされている。
- （イ）事業者が、消費者の自宅を訪問し、消費者が退去を要求したにもかかわらず居座り、契約を締結した場合、その契約について消費者に損害が生じたときには、消費者は損害賠償を請求することができる。
- （ウ）消費者契約の申込み等に係る取消権の時効は、消費者が誤認に気づいた時、または契約締結の時から1年を経過したときとされている。
- （エ）事業者の債務不履行により消費者に損害が生じた場合、その損害を賠償する責任の全部を免除するような条項は無効となる。

【第2問】下記の（問3）～（問6）について解答しなさい。

問3

各種経済指標について説明した下表の空欄（ア）、（イ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

経済指標	概要
（ア）	全国の世帯が購入する家計に係る財およびサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定するものである。家計において重要度の高い商品を代表として選び、その価格を調べることにしており、選定した商品を指数品目という。調査結果は各種経済施策や公的年金の給付水準の改定などに利用される。
（イ）	生産、雇用などさまざまな経済活動での複数の重要な指標の動きを統合することによって、景気の現状把握および将来予測等に使用する結果を算出する。調査結果には、景気拡張の動きの各経済部門への波及度合いを測定することを主な目的としたディフュージョン・インデックス（D I）と、景気変動の大きさやテンポ（量感）を測定することを主な目的としたコンポジット・インデックス（C I）の二つの種類がある。

1. （ア）消費動向調査 （イ）景気動向指数
2. （ア）消費動向調査 （イ）景気ウォッチャー調査
3. （ア）消費者物価指数 （イ）景気動向指数
4. （ア）消費者物価指数 （イ）景気ウォッチャー調査

問4

下記<資料>に関する次の記述の空欄（ア）、（イ）にあてはまる数値または語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<資料>

	T A株式会社	T B株式会社
株価（円）	3,000	2,000
1株当たり年間配当金（円）	50	45
1株当たり純資産（円）	2,000	1,600
1株当たり利益（円）	30	40

- ・ T A株式会社におけるP B R（株価純資産倍率）は、（ア）倍である。
- ・ T A株式会社とT B株式会社のうち、配当利回りが高いのは、（イ）株式会社である。

- 1.（ア）1.5 （イ）T A
- 2.（ア）1.5 （イ）T B
- 3.（ア）1.0 （イ）T A
- 4.（ア）1.0 （イ）T B

問5

東京証券取引所に上場している株式会社S Cは、1月末日が決算日および配当金の基準日である。S C社の2015年1月期の配当金を受け取る権利に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、解答に当たっては、下記のカレンダーを使用すること。

2015年1月						
日	月	火	水	木	金	土
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

※権利確定日は1月30日である。

1. 買い手が配当金を受け取る権利を得るためには、1月27日までにS C社株式を購入しておく必要がある。
2. 買い手が配当金を受け取る権利を得るためには、1月28日までにS C社株式を購入しておく必要がある。
3. 買い手が配当金を受け取る権利を得るためには、1月29日までにS C社株式を購入しておく必要がある。
4. 買い手が配当金を受け取る権利を得るためには、1月30日までにS C社株式を購入しておく必要がある。

問6

下記<資料>は、大場さんが保有する投資信託の残高報告書である。下記<資料>に関する次の記述の空欄（ア）、（イ）にあてはまる数値の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては、投資信託の解約手数料や税金は考慮しないこととし、解答に当たっては、小数点以下第1位を切り捨てること。

<資料>

残 高 報 告 書				
大場 敦 様 (口座番号 ××× - ×××××××)				
(平成26年12月30日現在)				
種別	銘柄	基準価額 (円・1万口当たり)	数量(口数)	評価額(円)
国内公募株式 投資信託	SA日本株式ファンド	9,680	2,689,432	(I)
(以下、省略)				

- ・ <資料>の（I）にあてはまる数値は、（ア）である。
- ・ 大場さんは、<資料>の投資信託の一部を解約したいと考えており、100万円に最も近くなる解約口数を計算した。平成27年1月15日の基準価額である9,840円（1万口当たり）を用いて概算の解約口数を計算したところ、（イ）口となった。

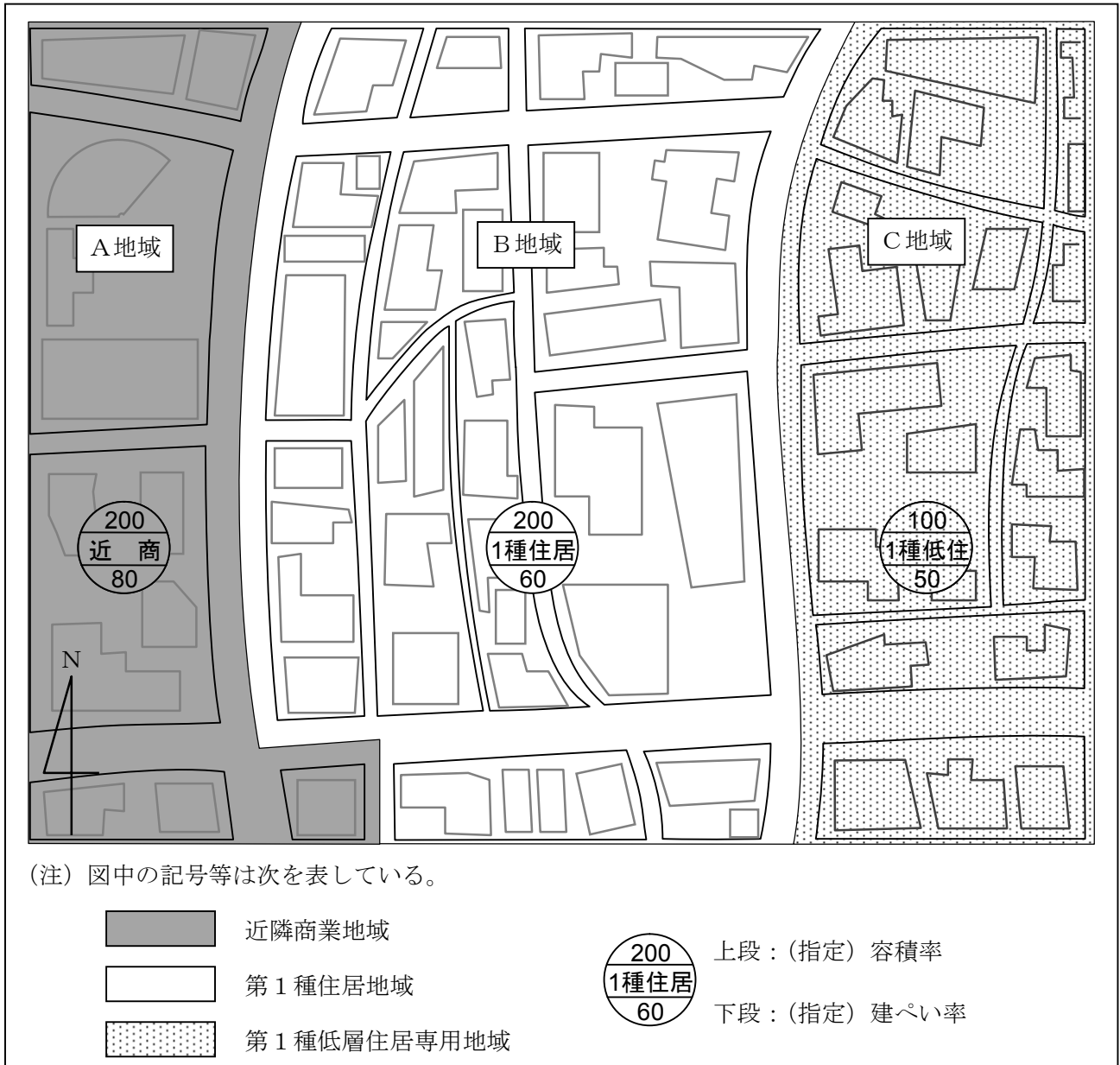
1. (ア) 2,603,370 (イ) 1,016,260
2. (ア) 2,603,370 (イ) 984,000
3. (ア) 2,778,338 (イ) 1,016,260
4. (ア) 2,778,338 (イ) 984,000

【第3問】下記の（問7）～（問10）について解答しなさい。

問7

下記＜資料＞はMN市の都市計画図である。下記＜資料＞に関する次の（ア）～（ウ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、（イ）および（ウ）の土地については、一つの道路のみに面する土地とする。また、＜資料＞に記載のない事項については考慮しないものとする。

＜資料＞



- (ア) A地域にある空き地に、カラオケボックスを建てることできる。
- (イ) B地域にある120m²の土地に、建築面積80m²の住宅を建てることできる。
- (ウ) C地域にある幅員6mの道路に面した土地（法定乗数4/10）に住宅を建てる時の延べ面積（床面積の合計）の最高限度は、土地の面積に24/10を乗じて計算する。

問 8

下記<資料>は平成22年に住宅ローン契約を締結している榎田さんが所有する土地の登記事項証明書の一部である。この登記事項証明書に関する次の(ア)～(エ)の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

<資料>

(A)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成22年6月9日 第499号	原因 平成22年6月9日金銭消費貸借同日設定 債権額 金3,500万円 利息 年2・05% (年365日日割計算) 損害金 年14・5% (年365日日割計算) 債務者 東京都国立市○-△-□ 榎田一平 抵当権者 東京都中央区中央◇-×-△ 株式会社RM銀行

- (ア) 株式会社RM銀行からの住宅ローンの借入れに係る抵当権の登記が記載されている欄(A)は、権利部の甲区である。
- (イ) 登記事項証明書は、誰でも登記所などにおいて手数料を納付すれば交付の請求をすることができる。
- (ウ) この土地には株式会社RM銀行の抵当権が設定されているため、別途、他の金融機関が抵当権を設定することはできない。
- (エ) 榎田さんが株式会社RM銀行への債務を完済しても、当該抵当権の登記が自動的に抹消されるわけではない。

問9

下記<資料>に基づき、土地（居住用ではない）を譲渡した場合の譲渡所得に係る所得税および住民税の合計額を計算しなさい。なお、この譲渡は国や地方公共団体等へのものではなく、収用交換によるものでもない。また、<資料>に記載のない条件や復興特別所得税は考慮しないものとし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<資料>

- ・ 取得の日：平成21年（2009年）10月6日
- ・ 譲渡の日：平成26年（2014年）11月26日
- ・ 課税譲渡所得金額：1,200万円

[土地建物等の譲渡所得に係る税率]

	所得税	住民税
課税長期譲渡所得	15%	5%
課税短期譲渡所得	30%	9%

問10

不動産の売買契約における手付金に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

民法上、手付金は（ア）と推定され、当事者の一方が契約の履行に着手するまでは、買主は手付金を放棄して、売主は手付金の倍額を償還して契約を解除することができる。なお、履行の着手とは、売主としては登記や引渡し、買主としては（イ）が該当する。また、宅地建物取引業法では、宅地建物取引業者が自ら売主となり、宅地建物取引業者ではない者と取引を行う場合、売買代金の（ウ）の額を超える手付金を受領してはならないとされている。

<語群>

- | | | |
|----------|----------------------|---------|
| 1. 証約手付 | 2. 解約手付 | 3. 違約手付 |
| 4. 代金の提供 | 5. 代金を提供するための借入れの申込み | |
| 6. 2割 | 7. 3割 | 8. 4割 |

【第4問】下記の（問11）～（問14）について解答しなさい。


問11

鶴見圭子さん（38歳）が保険契約者（保険料負担者）および被保険者として加入している生命保険（下記＜資料＞参照）の保障内容に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる数値を解答欄に記入しなさい。なお、保険契約は有効に継続しているものとし、圭子さんはこれまでに＜資料＞の保険から、保険金・給付金を一度も受け取っていないものとする。また、各々の記述はそれぞれ独立した問題であり、相互に影響を与えないものとする。

＜資料／保険証券1＞

保険種類 医療保険 証券番号 **** ** ** **	契約日（保険期間の始期） 平成16年9月1日	
保険契約者	鶴見 圭子 様	保険契約者印
被保険者	鶴見 圭子 様 契約年齢 28歳	
受取人	給付金 被保険者様 死亡保険金 鶴見 永敏 様（続柄 夫）	
指定代理請求人	鶴見 永敏 様（続柄 夫）	
◇保障内容		
疾病入院給付金	1日につき 日額5,000円（入院1日目から保障）	
災害入院給付金	1日につき 日額5,000円（入院1日目から保障）	
女性疾病入院給付金	1日につき 日額5,000円（入院1日目から保障）	
手術給付金	1回につき 10万円（約款所定の手術を受けたとき）	
通院給付金	1日につき 日額3,000円（退院後の通院に限る）	
死亡保険金	50万円	
ガン診断給付金	1回につき 50万円	
＊入院給付金の1入院当たりの限度日数は60日、通算限度日数は1,095日です。 ＊180日以内に同じ病気で再度入院した場合は1回の入院とみなします。		
◇保険料		
保険期間	終身	保険料
保険料払込期間	終身	毎回 **** 円
		保険料払込方法
		月払い

<資料／保険証券2>

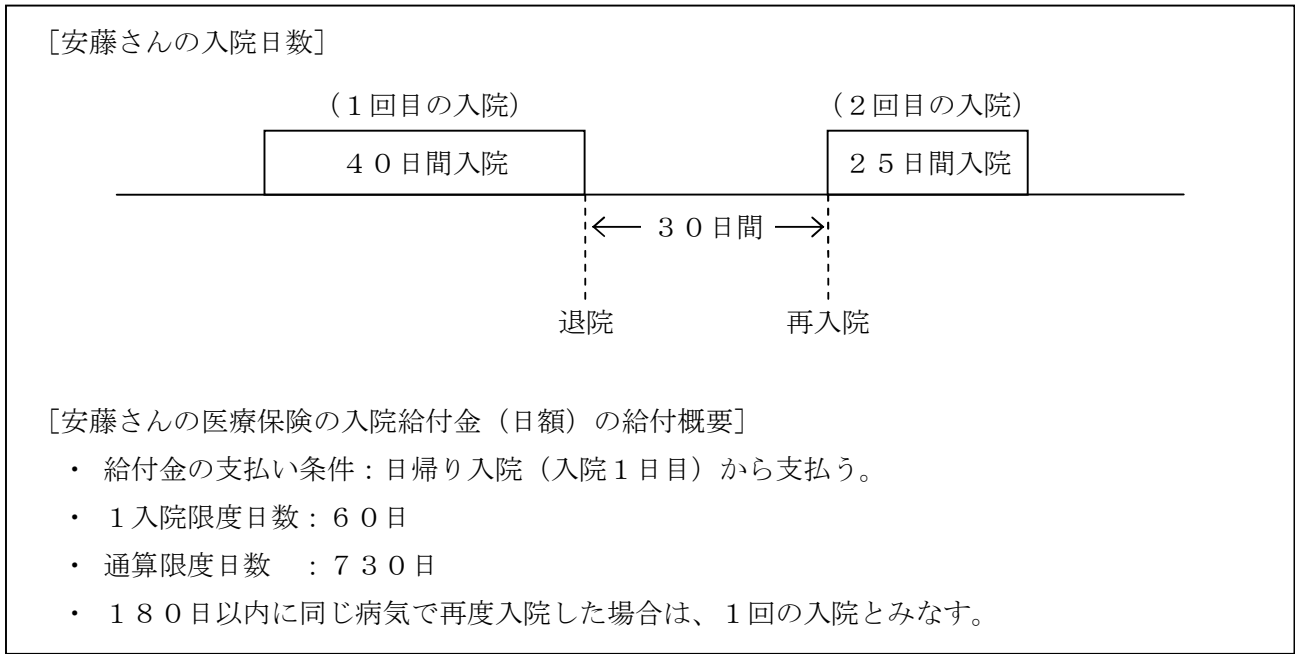
終身ガン保険		保険証券記号番号 ○○－○○○○○	
保険契約者	鶴見 圭子 様	保険契約者印 	◇契約日 平成16年10月1日
被保険者	鶴見 圭子 様 昭和51年6月26日生 女性		◇主契約の保険期間 終身
受取人	給付金 被保険者 様 死亡給付金 鶴見 永敏 様 (夫)		受取割合 10割
◇ご契約内容		◇お払い込みいただく合計保険料	
ガン診断給付金	初めてガンと診断されたとき	100万円	毎回 △△△△円
ガン入院給付金	1日目から	日額 1万円	
ガン手術給付金	1回につき	20万円	[保険料払込方法] 月払い
死亡給付金	ガンによる死亡	20万円	
死亡給付金	ガン以外による死亡	10万円	

- ・ 圭子さんが現時点（38歳）で、交通事故で即死した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ア）万円である。
- ・ 圭子さんが現時点（38歳）で、初めて子宮頸ガン（悪性新生物）と診断され、20日間入院し約款所定の手術（1回）を受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（イ）万円である。
- ・ 圭子さんが現時点（38歳）で、肺炎で10日間入院し（手術は受けていない）、退院日の翌日から約款所定の期間内に5日間通院した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ウ）円である。

問 1 2

安藤さんは、最近、同じ病気で2回入院をした。下記<資料>に基づき、安藤さんが契約している医療保険から受け取れる入院給付金の日数として、正しいものはどれか。なお、安藤さんはこれまでにこの医療保険から、給付金を一度も受け取っていないものとする。

<資料>



1. 1 回目の入院につき39 日分、2 回目の入院につき21 日分
2. 1 回目の入院につき39 日分、2 回目の入院につき25 日分
3. 1 回目の入院につき40 日分、2 回目の入院につき20 日分
4. 1 回目の入院につき40 日分、2 回目の入院につき25 日分

問 1 3

天野義隆さんと妻の智子さんが加入している下記の生命保険契約について、保険金・給付金が支払われた場合の課税に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句を何度選んでもよいこととする。

<生命保険の加入状況>

	保険種類	保険料 払込方法	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人
契約A	終身保険	年払い	智子さん	義隆さん	智子さん
契約B	収入保障保険	月払い	義隆さん	義隆さん	智子さん
契約C	医療保険	月払い	智子さん	智子さん	義隆さん

- ・ 契約Aについて、智子さんが一時金で受け取った死亡保険金は、（ア）となる。
- ・ 契約Bについて、智子さんが一時金で受け取った死亡保険金は、（イ）となる。
- ・ 契約Cについて、智子さんが受け取った入院給付金は、（ウ）となる。

<語群>

- | | |
|---------------------|------------------|
| 1. 相続税の課税対象 | 2. 贈与税の課税対象 |
| 3. 所得税（一時所得）の課税対象 | 4. 所得税（雑所得）の課税対象 |
| 5. 所得税（源泉分離課税）の課税対象 | 6. 非課税 |

問 1 4

自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という）に関する次の記述の空欄（ア）～（エ）にあてはまる語句または数値の組み合わせとして、正しいものはどれか。

- ・ 自賠責保険は、原動機付き自転車を（ア）すべての自動車に加入が義務付けられている。
- ・ 死亡事故の場合の保険金の支払限度額は、死亡による損害に対しては被害者1人当たり（イ）万円まで、死亡に至るまでの傷害による損害に対しては被害者1人当たり（ウ）万円までとなっている。
- ・ 保険金を事故の被害者が保険会社に直接請求することは（エ）。

1. (ア) 除く (イ) 3,000 (ウ) 120 (エ) できない
2. (ア) 除く (イ) 4,000 (ウ) 150 (エ) できる
3. (ア) 含む (イ) 4,000 (ウ) 150 (エ) できない
4. (ア) 含む (イ) 3,000 (ウ) 120 (エ) できる

【第5問】下記の（問15）～（問18）について解答しなさい。

問15

大垣徹司さんは、個人で飲食店を営む自営業者である。平成26年分の大垣さんの飲食店の財務データが下記<資料>のとおりである場合、大垣さんの平成26年分の事業所得を計算しなさい。なお、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<資料>

売上（収入）金額	12,680,000円
雑収入	360,000円
売上原価	3,550,400円
必要経費	3,285,000円
青色事業専従者給与	3,600,000円

※雑収入は、大垣さんの家族が大垣さんの飲食店で食事をした際の自家消費分である。

※青色事業専従者給与は大垣さんの妻に対して支払われたものであり、この金額は必要経費には含まれていない。

※大垣さんは、青色申告特別控除（650,000円）の適用を受ける要件を満たしている。

<計算式>

事業所得の金額＝売上（収入）金額（雑収入を含む）－売上原価－必要経費－青色事業専従者給与 －青色申告特別控除額
--

問 16

木内容子さん（45歳）の平成26年分の収入は下記のとおりである。木内さんの平成26年分の総所得金額として、正しいものはどれか。

内容	金額
給与収入	180万円
年金収入（遺族基礎年金・遺族厚生年金）	180万円

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円 以下		65万円
162.5万円 超	180万円 以下	収入金額×40%
180万円 超	360万円 以下	収入金額×30%+ 18万円
360万円 超	660万円 以下	収入金額×20%+ 54万円
660万円 超	1,000万円 以下	収入金額×10%+ 120万円
1,000万円 超	1,500万円 以下	収入金額× 5%+ 170万円
1,500万円 超		245万円

1. 108万円
2. 180万円
3. 234万円
4. 288万円

問 17

下記<資料>に基づき、桑原史郎さんの平成26年分の所得税を計算する際の所得控除に関する次の(ア)～(エ)の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

<資料>

氏名	続柄	年齢	職業等	平成26年分の収入
桑原 史郎	本人(世帯主)	46歳	会社員	給与収入800万円
明子	妻	43歳	パート勤務	給与収入80万円
健治	長男	20歳	大学生	収入なし
裕子	長女	13歳	中学生	収入なし
弘	父	72歳	無職	公的年金収入84万円

※家族は全員、史郎さんと同居し、生計を一にしている。

※平成26年12月31日時点のデータである。

※障害者または特別障害者に該当する者はいない。

- (ア) 妻の明子さんは、控除対象配偶者として、配偶者控除の対象となる。
- (イ) 長男の健治さんは、特定扶養親族として、扶養控除の対象となる。
- (ウ) 長女の裕子さんは、一般の扶養親族として、扶養控除の対象となる。
- (エ) 父の弘さんは、同居老親等の老人扶養親族として、扶養控除の対象となる。

問 18

川原さんは、生計を一にする妻と小学生の長女の3人で暮らしている。川原さん一家が平成26年中に支払った医療費等が下記<資料>のとおりである場合、川原さんの平成26年分の所得税の確定申告における医療費控除の金額として、正しいものはどれか。なお、川原さんの平成26年中の所得は給与所得452万円のみである。また、保険金等により補てんされる金額はない。

<資料>

支払年月	医療を受けた人	医療機関等	内容	支払金額
平成26年9月	本人	A病院	健康診断(注1)	15,000円
平成26年10月～11月	長女	B病院	骨折で通院(注2)	160,000円
平成26年1月～12月	妻	C整体院	健康維持のためのマッサージ	83,200円

(注1) 川原さんの健康診断の結果に異常はなかった。

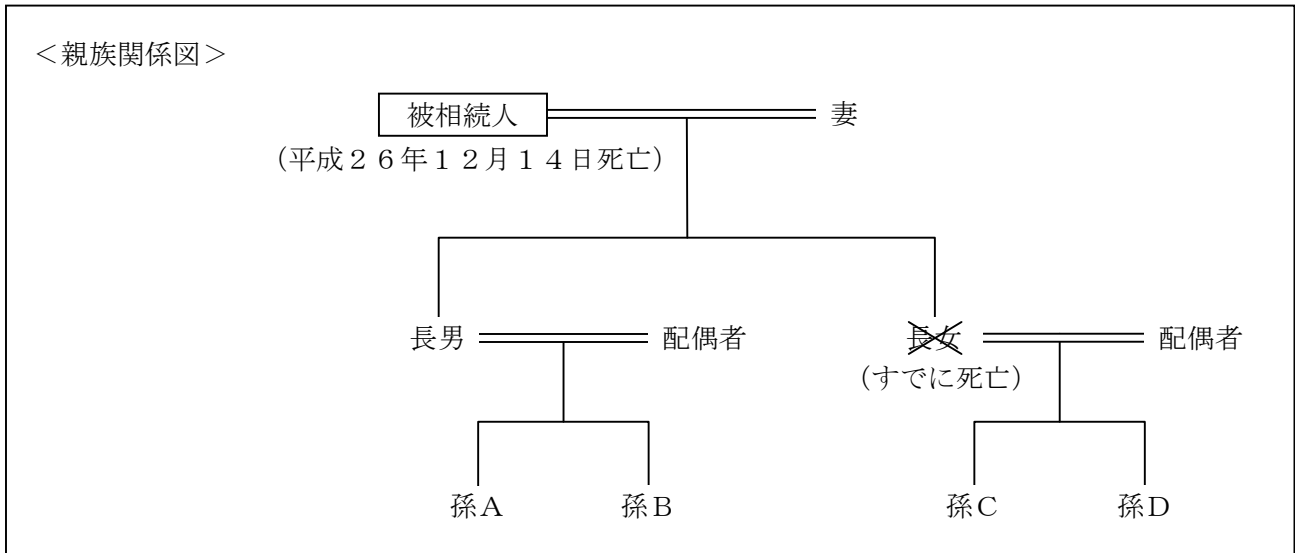
(注2) 長女はテニスの試合中に足首を骨折した。公共交通機関が近くにない場所であったため病院までタクシーで移動し、タクシー代金として5,400円を支払い、その後の通院については自家用自動車を利用し、駐車場代金として2,400円を支払った。これらの代金については医療費(160,000円)とは別に支払っている。

1. 166,000円
2. 158,200円
3. 67,800円
4. 65,400円

【第6問】下記の（問19）～（問21）について解答しなさい。

問19

下記の＜親族関係図＞の場合において、民法の規定に基づく法定相続分に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句または数値を語群の中から選び、解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句または数値を何度選んでもよいこととする。



[相続人の法定相続分]

- ・ 被相続人の妻の法定相続分は（ア）。
- ・ 被相続人の長男の法定相続分は（イ）。
- ・ 被相続人の孫Cと孫Dのそれぞれの法定相続分は（ウ）。

＜語群＞

なし	1/2	1/3	1/4	1/8	2/3
3/4	3/8	1/16			

問20

下記<資料>の土地に係る路線価方式による普通借地権の相続税評価額の計算式として、正しいものはどれか。

<資料>

250m

20m

400m²

20m

[借地権割合]

記号	借地権割合
A	90%
B	80%
C	70%
D	60%
E	50%
F	40%
G	30%

注1：奥行価格補正率 1.00
 注2：借家権割合 30%
 注3：その他の記載のない条件は一切考慮しないこと。

1. $250,000円 \times 1.00 \times 400m^2$
2. $250,000円 \times 1.00 \times 400m^2 \times 70\%$
3. $250,000円 \times 1.00 \times 400m^2 \times (1 - 70\%)$
4. $250,000円 \times 1.00 \times 400m^2 \times (1 - 70\% \times 30\% \times 100\%)$

問 2 1

大下さんは、各相続人の納付税額を計算する際の「配偶者に対する相続税額の軽減」について、FPで税理士でもある有馬さんに質問した。下記の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

大下さん：「配偶者については、相続税を軽くする規定があると聞きました。」

有馬さん：「配偶者に対する相続税額の軽減ですね。被相続人が死亡した後の配偶者の生活への配慮などからこの規定が設けられています。」

大下さん：「対象となる配偶者との婚姻期間の制限はあるのでしょうか。」

有馬さん：「被相続人と配偶者との（ア）。」

大下さん：「どのくらい相続税額が軽減されるのでしょうか。」

有馬さん：「被相続人の配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が、（イ）または配偶者の法定相続分相当額のどちらか大きい金額までであれば、配偶者には相続税がかかりません。」

大下さん：「相続税の申告期限までに配偶者に分割されていない財産も税額軽減の対象になりますか。」

有馬さん：「申告期限までに分割されていない財産については、軽減の対象になりません。ただし、所定の届出を行ったうえで申告期限から（ウ）以内に分割された場合は、税額軽減の対象になります。」

- | | | |
|----------------------------|---------------|----------|
| 1. (ア) 婚姻期間の制限はありません | (イ) 2,110万円 | (ウ) 10ヵ月 |
| 2. (ア) 婚姻期間の制限はありません | (イ) 1億6,000万円 | (ウ) 3年 |
| 3. (ア) 婚姻期間が20年以上あることが必要です | (イ) 2,110万円 | (ウ) 3年 |
| 4. (ア) 婚姻期間が20年以上あることが必要です | (イ) 1億6,000万円 | (ウ) 10ヵ月 |

【第7問】下記の（問22）～（問24）について解答しなさい。

＜工藤家の家族データ＞

氏名	続柄	生年月日	備考
工藤 彰浩	本人	昭和43年 8月 7日	会社員
美里	妻	昭和44年 5月10日	パート勤務
優香	長女	平成12年10月21日	中学生
海翔	長男	平成16年 9月27日	小学生

＜工藤家のキャッシュフロー表＞

(単位：万円)

経過年数			現在	1年	2年	3年	4年
西暦(年)			2014	2015	2016	2017	2018
平成(年)			26	27	28	29	30
家族構成/ 年齢	工藤 彰浩	本人	46歳	47歳	48歳	49歳	50歳
	美里	妻	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳
	優香	長女	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳
	海翔	長男	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳
ライフイベント		変動率			優香 高校入学	海翔 中学校入学 車の買替え	
収入	給与収入(夫)	1%	614			633	639
	給与収入(妻)	—	97	97	97	97	97
	収入合計	—	711			730	736
支出	基本生活費	2%	296		(ア)		
	住居費	—	146	146	146	146	146
	教育費	2%		(イ)			
	保険料	—	43	43	43	43	43
	一時的支出	—				235	
	その他支出	1%	20	20	20	21	21
	支出合計	—				909	734
年間収支		—				▲179	2
金融資産残高		1%			851	(ウ)	

※家族の年齢は、各年12月31日現在のものとし、平成26年を基準年とする。

※給与収入は手取り額で記載している。

※記載されている数値は正しいものとする。

※問題作成の都合上、一部空欄としている。

問 2 2

工藤家のキャッシュフロー表の空欄（ア）に入る数値を計算しなさい。なお、計算に当たっては、キャッシュフロー表中に記載の整数を使用し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

問 2 3

工藤家の 2 人の子どもの現時点における進学プランは下記のとおりである。下記<条件>および<資料>のデータに基づいて、工藤家のキャッシュフロー表の空欄（イ）に入る教育費の予測数値を計算しなさい。なお、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<条件>

[工藤家の進学プラン]

優香	公立小学校 → 私立中学校 → 私立高等学校 → 私立大学
海翔	公立小学校 → 公立中学校 → 私立高等学校 → 国立大学

[計算に際しての留意点]

- ・ 教育費の数値は、下記<資料：小学校・中学校の学習費総額>を使用して計算すること。
- ・ 下記<資料：小学校・中学校の学習費総額>は、平成 26 年の数値とする。
- ・ 教育費については、キャッシュフロー表中に記載の変動率 2% を加味することとする。
- ・ 初年度納付金については考慮しないこととする。
- ・ 計算過程では円単位まで算出し、解答については万円未満を四捨五入すること。

<資料：小学校・中学校の学習費総額（1 人当たりの年間平均額）>

	小学校		中学校	
	公立	私立	公立	私立
学習費総額	305,807円	1,422,357円	450,340円	1,295,156円

（出所：文部科学省「子供の学習費調査（結果の概要）」）

問 2 4

工藤家のキャッシュフロー表の空欄（ウ）に入る数値を計算しなさい。なお、計算に当たっては、キャッシュフロー表中に記載の整数を使用し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

【第8問】下記の（問25）～（問27）について解答しなさい。

<設例>

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないこととし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

[係数早見表（年利1.0%）]

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

※記載されている数値は正しいものとする。

問 2 5

志田さんは、将来の開業資金として、10年後に2,000万円を準備したいと考えている。10年間、年利1.0%で複利運用する場合、現在いくら資金があればよいか。

問 2 6

松尾さんは、老後の生活資金の準備として、毎年年末に100万円を積み立てる予定である。これを15年間、年利1.0%で複利運用する場合、15年後の合計額はいくらになるか。

問 2 7

増田さんは、住宅購入資金として、2,000万円を借り入れることを考えている。これを今後20年間、年利1.0%で毎年年末に元利均等返済をする場合、毎年の返済額はいくらになるか。

【第9問】下記の（問28）～（問34）について解答しなさい。

<設例>

馬場健一さんは、民間企業に勤務する会社員である。健一さんと妻の真弓さんは、今後の資産形成や家計の見直しなどについて、FPで税理士でもある藤原さんに相談した。なお、下記のデータはいずれも平成27年1月1日現在のものである。

[家族構成]

氏名	続柄	生年月日	年齢	職業等
馬場 健一	本人	昭和52年12月 1日	37歳	会社員（正社員）
真弓	妻	昭和54年 6月13日	35歳	パート勤務
健斗	長男	平成19年11月 3日	7歳	小学校1年生
優斗	二男	平成21年 8月21日	5歳	幼稚園児
真紀	長女	平成23年 5月 5日	3歳	幼稚園児

[収入金額（平成26年）]

- ・ 健一さん：給与収入700万円（手取り）。健一さんに給与収入以外の収入はない。
- ・ 真弓さん：給与収入100万円（手取り）。真弓さんに給与収入以外の収入はない。

[自宅]

- ・ 賃貸マンションに居住しており、家賃は月額10万円（管理費込み）である。
- ・ マイホームとして販売価格3,728万円（うち消費税額128万円）のマンションを購入する予定である。

[金融資産（時価）]

- ・ 健一さん名義
 - 銀行預金（普通預金）：300万円
 - 銀行預金（定期預金）： 50万円
- ・ 真弓さん名義
 - 銀行預金（普通預金）：100万円
 - 銀行預金（定期預金）： 50万円

[負債]

負債はない。

[保険]

- ・ 定期保険A：保険金額4,000万円。保険契約者（保険料負担者）および被保険者は健一さんである。
- ・ ガン保険B：入院給付金日額5,000円。保険契約者（保険料負担者）は健一さん、被保険者は真弓さんである。
- ・ 学資保険C：保険金額300万円。健斗さんが0歳の時に加入。保険契約者（保険料負担者）は健一さんである。

問28

健一さんは、平成27年2月にマンションを購入する予定である。健一さんが<設例>のマンションを購入する場合の販売価格のうち、土地（敷地の共有持分）の価格を計算しなさい。なお、消費税の税率は8%とし、計算結果については万円未満を四捨五入すること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

問29

健一さんは、住宅ローンについてFPの藤原さんに相談した。藤原さんが「変動金利型」と「固定金利選択型（5年）」の住宅ローンの一般的な特徴について説明する際に使用した下記<資料>の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

<資料>

	変動金利型	固定金利選択型（5年）
適用金利	（ア）	5年間は一定
毎月返済額	（イ）	5年間は一定
主な取扱い金融機関	銀行	（ウ）

1. （ア）5年ごとに見直し （イ）半年ごとに見直し （ウ）銀行
2. （ア）半年ごとに見直し （イ）半年ごとに見直し （ウ）住宅金融支援機構
3. （ア）5年ごとに見直し （イ）5年ごとに見直し （ウ）住宅金融支援機構
4. （ア）半年ごとに見直し （イ）5年ごとに見直し （ウ）銀行

問30

健一さんはマンションの購入を予定していることから、住宅を購入した場合に、新たに負担することになる税金について、FPの藤原さんに相談した。住宅の購入や所有に係る税金に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

- ・ 住宅購入時の売買契約書や住宅ローンを組む際の金銭消費貸借契約書の作成時には、（ア）を負担する。
- ・ 取得した住宅の登記を申請する際には、（イ）を負担する。
- ・ 住宅の所有者は、毎年（ウ）を負担する。

<語群>

1. 印紙税 2. 不動産取得税 3. 登録免許税 4. 固定資産税 5. 消費税

問31

健一さんは、外貨定期預金に関心をもっている。下記<資料>の外貨定期預金について、満期時の外貨ベースの元利合計額を円転した金額として、正しいものはどれか。

<資料>

- ・ 預入額 10,000オーストラリアドル
- ・ 預入期間 2ヵ月
- ・ 預金金利 3.0%（年率）
- ・ 為替レート（1オーストラリアドル）※預入時と満期時の為替レートは同一とする。

	TTS	TTM（中値）	TTB
預入時および満期時	97.50円	97.00円	96.50円

注1：利息の計算に際しては、預入期間は日割りではなく月単位で計算すること。

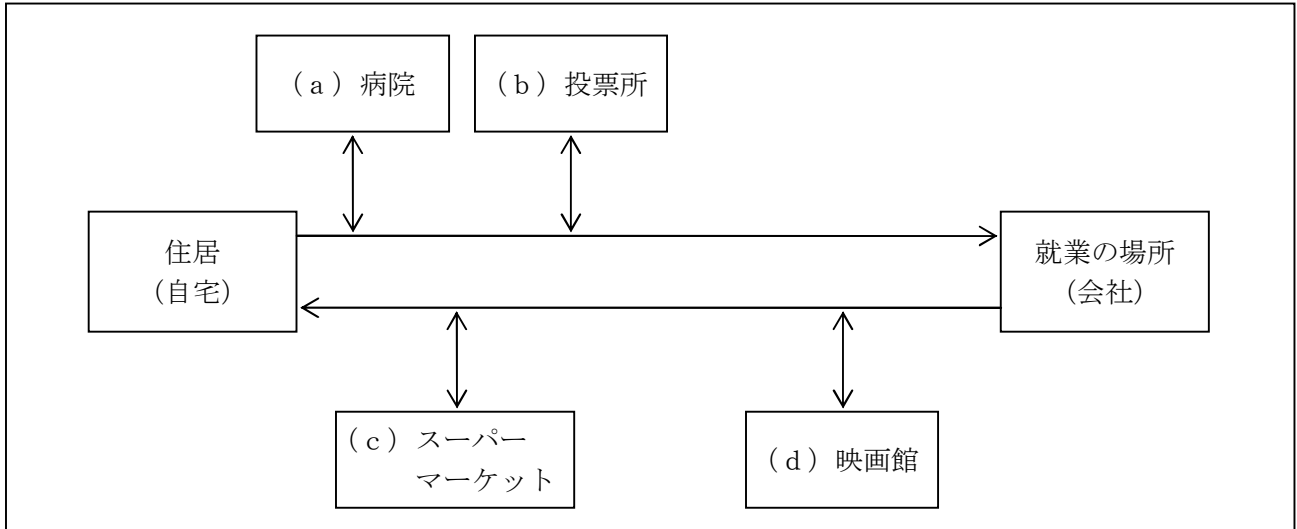
注2：為替差益・為替差損に対する税金については考慮しないこと。

注3：利息に対しては、オーストラリアドル建ての利息額の20%（復興特別所得税は考慮しない）相当額が所得税・住民税として源泉徴収されるものとする。

1. 988,160円
2. 978,900円
3. 969,825円
4. 968,860円

問32

真弓さんは、労働者災害補償保険（労災保険）において、通勤災害として認められるのはどのようなケースなのか、FPの藤原さんに質問した。藤原さんが下図を使用して説明した通勤災害に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。



- (ア) 自宅から会社へ向かう途中、風邪の治療のため（a）病院に立ち寄った後、通常の経路に戻ったところで転倒して負傷したときは、通勤災害と認められる。
- (イ) 自宅から会社へ向かう途中、選挙権の行使のため（b）投票所に立ち寄った後、通常の経路に戻ったところで転倒して負傷したときは、通勤災害と認められる。
- (ウ) 会社から自宅に帰る途中、夕食の買物のため（c）スーパーマーケットに立ち寄った後、通常の経路に戻ったところで転倒して負傷したときは、通勤災害と認められる。
- (エ) 会社から自宅に帰る途中、友人と（d）映画館に立ち寄った後、通常の経路に戻ったところで転倒して負傷したときは、通勤災害と認められる。

問 3 3

真弓さんは、仮に健一さんが在職中の現時点（37歳）で死亡した場合の公的年金の遺族給付について、F P の藤原さんに質問した。真弓さんが65歳になるまでに受給できる遺族年金に関する次の説明の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、健一さんは大学卒業後の23歳から死亡時まで継続して厚生年金保険に加入しているものとする。また、家族に障害者に該当する者はなく、記載以外の遺族給付の受給要件はすべて満たしているものとする。

「健一さんが在職中に亡くなった場合、生計を維持されていた真弓さんは遺族厚生年金を受給できます。遺族厚生年金の額は、健一さんの厚生年金保険の被保険者期間に基づく報酬比例部分の年金額の（ア）ですが、この場合は短期要件に該当するため被保険者期間の月数が（イ）未満であっても（イ）とみなして計算されます。

また、健一さんは死亡当時、国民年金の第2号被保険者でもあったので、（ウ）までの子と生計を同じくする真弓さんは、子の加算額を含めた遺族基礎年金を受給することができます。

なお、末子の真紀さんが（ウ）を終了すると遺族基礎年金は失権しますが、このとき真弓さんは40歳以上であるため、それ以後65歳に達するまで遺族厚生年金に中高齢寡婦加算額が加算されます。」

<語群>

- | | | |
|---------------|---------------|--------------|
| 1. 2分の1相当額 | 2. 3分の2相当額 | 3. 4分の3相当額 |
| 4. 240月（20年） | 5. 300月（25年） | 6. 360月（30年） |
| 7. 18歳到達年度の末日 | 8. 20歳到達年度の末日 | |
| 9. 22歳到達年度の末日 | | |

問34

健一さんの母親の和美さん（昭和27年4月5日生まれ）は、今年63歳になる。和美さんが63歳到達月に老齢基礎年金の支給繰上げの請求をした場合、和美さんが63歳時に受け取る繰上げ支給の老齢基礎年金の額として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては、下記〈資料〉に基づくこととする。

〈資料〉

[和美さんの国民年金保険料納付済期間]

昭和52年4月～平成24年3月：420月

※このほかに保険料納付済期間はなく、保険料免除期間もないものとする。

[その他]

- ・ 老齢基礎年金の額（満額）：772,800円
- ・ 和美さんの加入可能年数：40年
- ・ 繰上げ支給の減額率：0.5%×繰上げ請求月から65歳に達する月の前月までの月数
- ・ 振替加算は考慮しないものとする。
- ・ 年金額の端数処理
年金額の計算過程においては円未満を四捨五入し、繰上げ受給の老齢基礎年金の年金額については、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。

1. 554,500円
2. 595,100円
3. 676,200円
4. 680,100円

【第10問】下記の（問35）～（問40）について解答しなさい。

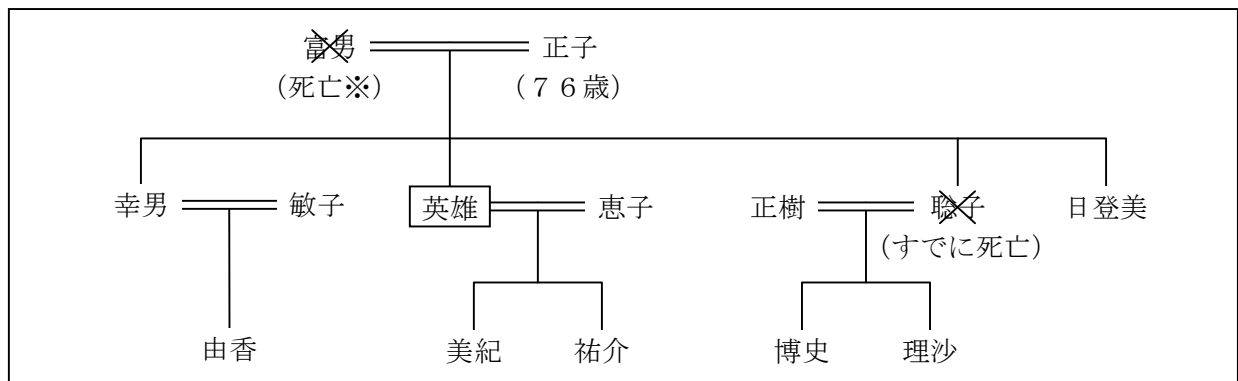
<設例>

会社員の浅田英雄さんは、勤務先のMR株式会社が経営再建策の一環として募集している希望退職に応募し、平成27年3月31日に退職する予定である。この度、今後の生活のことや2ヵ月前に死亡した父親の富男さんの相続のことなどに関して、FPで税理士でもある山岸さんに相談した。なお、下記のデータは平成27年1月1日現在のものである。

I. 家族構成（同居家族）

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
浅田 英雄	本人	昭和37年 6月14日	52歳	会社員
恵子	妻	昭和38年 7月19日	51歳	会社員
美紀	長女	平成10年 5月30日	16歳	高校生
祐介	長男	平成12年10月21日	14歳	中学生

II. 浅田家の親族関係図



※英雄さんの父親の富男さんは、平成26年11月27日に死亡している。

III. 浅田家（英雄さんと恵子さん）の財産の状況

<資料1：保有資産（時価）>

（単位：万円）

	英雄	恵子
金融資産		
預貯金等	1,450	1,050
株式・投資信託	1,200	—
生命保険（解約返戻金相当額）	<資料3>を参照	<資料3>を参照
不動産		
土地（自宅敷地）	2,400	—
建物（自宅）	800	—
その他（動産等）	200	100

<資料2：負債残高>

住宅ローン：1,750万円（債務者は英雄さん。団体信用生命保険付き）

<資料3：生命保険>

（単位：万円）

保険種類	保険契約者	被保険者	死亡保険金受取人	保険金額	解約返戻金相当額	保険期間
定期保険A （グループ保険）	英雄	英雄	恵子	2,000	—	1年 （毎年更新）
定期保険特約付 終身保険B （終身保険部分）	英雄	英雄	恵子	500	240	終身
（定期保険部分）	英雄	英雄	恵子	2,500	—	平成34年4月まで
終身保険C	英雄	恵子	英雄	300	180	終身
養老保険D	恵子	英雄	恵子	240	200	平成30年4月まで
終身保険E	恵子	恵子	英雄	500	300	終身

※解約返戻金相当額は、現時点（平成27年1月1日）で解約した場合の金額である。

※すべての契約について、保険契約者が保険料を負担している。

※契約者配当および契約者貸付については考慮しないこと。

IV. その他

上記以外の情報については、各設問において特に指示のない限り一切考慮しないこと。また、復興特別所得税については考慮しないこと。

問35

F P の山岸さんは、まず現時点（平成27年1月1日時点）における浅田家（英雄さんと恵子さん）のバランスシート分析を行うこととした。下表の空欄（ア）に入る数値を計算しなさい。

<浅田家（英雄さんと恵子さん）のバランスシート>

（単位：万円）

[資産]		[負債]	
金融資産		住宅ローン	×××
預貯金等	×××		
株式・投資信託	×××	負債合計	×××
生命保険（解約返戻金相当額）	×××		
不動産		[純資産]	(ア)
土地（自宅敷地）	×××		
建物（自宅）	×××		
その他（動産等）	×××		
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

問 36

英雄さんには、退職する際に退職一時金として3,000万円が支払われる予定である。英雄さんの退職一時金に係る所得税に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。なお、MR社が募集している希望退職に応じて退職した場合は会社都合による退職に該当し、「退職所得の受給に関する申告書」は適正に提出するものとする。また、退職時点での英雄さんのMR社における勤続年数は30年であり、退職は障害者になったことに基因するものではない。

<退職所得の源泉徴収税額の速算表>

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円 から 1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から 3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から 6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から 8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から 17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 以上	40%	2,796,000円

1. 退職所得控除額は1,500万円であるので、退職所得に係る所得税として、150万円が退職一時金から源泉徴収される。
2. 退職所得控除額は1,500万円であるので、退職所得に係る所得税として、108.9万円が退職一時金から源泉徴収される。
3. 会社都合による退職であるので、退職所得控除額は通常の退職所得控除額に100万円加算された1,600万円となり、退職所得に係る所得税として、140万円が退職一時金から源泉徴収される。
4. 会社都合による退職であるので、退職所得控除額は通常の退職所得控除額に100万円加算された1,600万円となり、退職所得に係る所得税として、97.4万円が退職一時金から源泉徴収される。

問37

英雄さんの母の正子さんは、富男さん（英雄さんの父）の死亡により死亡保険金を受け取った。富男さんの生命保険契約に関する内容が下記＜資料＞のとおりである場合、富男さんの死亡に係る相続税の計算上、相続税の課税価格に算入される死亡保険金の額として、正しいものはどれか。

＜資料＞

保険種類	定期保険
保険契約者（保険料負担者）	富男さん
被保険者	富男さん
死亡保険金受取人	正子さん
死亡保険金額	3,200万円

※上記以外に富男さんの死亡により支払われた保険金はない。

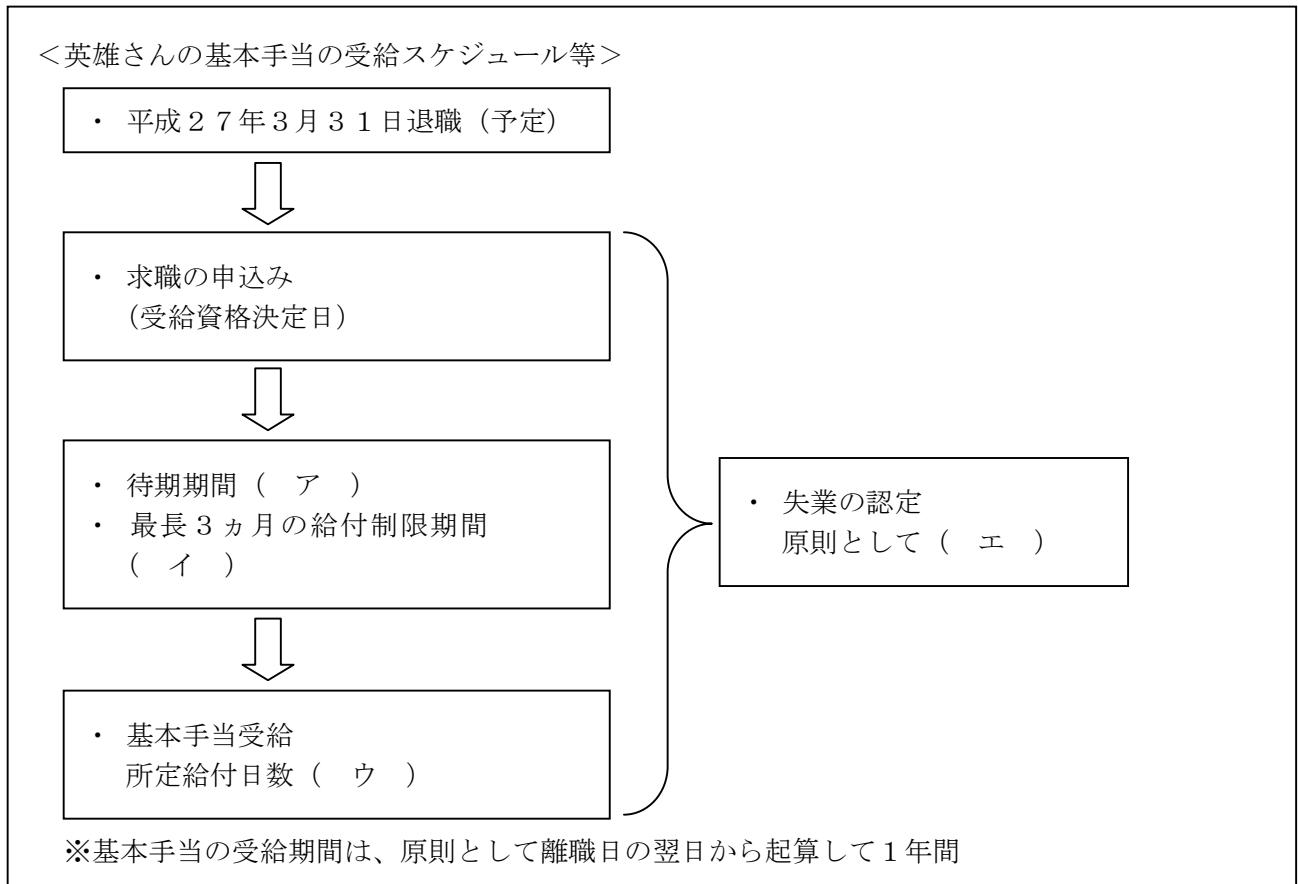
※英雄さんの妹の日登美さんは、富男さんの相続について相続を放棄している。

※日登美さんのほかに相続を放棄した者はいない。

1. 200万円
2. 700万円
3. 1,200万円
4. 1,700万円

問 3 8

英雄さんは、会社が募集している希望退職に応募して退職した場合に受給できる雇用保険の基本手当について、FPの山岸さんに質問した。英雄さんの基本手当の受給スケジュール等に関する下図の空欄(ア)～(エ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、英雄さんは大学卒業後の22歳からMR社に勤務し、継続して雇用保険に加入しており、雇用保険の基本手当の受給要件はすべて満たしているものとする。また、英雄さんは基本手当の受給に当たっては特定受給資格者に該当し、個別延長給付については考慮しないこととする。



＜資料：基本手当の所定給付日数＞

[特定受給資格者(倒産・解雇等による離職者)]

離職時の年齢	被保険者として雇用された期間				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満			180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		180日		240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

1. (ア) なし (イ) なし (ウ) 330日 (エ) 3週間に1回
2. (ア) なし (イ) あり (ウ) 270日 (エ) 4週間に1回
3. (ア) 7日間 (イ) なし (ウ) 330日 (エ) 4週間に1回
4. (ア) 7日間 (イ) あり (ウ) 270日 (エ) 3週間に1回

問 39

英雄さんは、退職後すぐに再就職しない場合の公的医療保険について、FPの山岸さんに質問した。英雄さんの退職後の公的医療保険制度の選択に関する下表の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、英雄さんと恵子さんはそれぞれ全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者である。また、英雄さんは障害者ではない。

<退職後の公的医療保険制度の選択（英雄さんのケース）>

選択肢	加入条件	保険料
退職前の健康保険の任意継続被保険者となる	資格喪失日の前日まで継続して（ア）以上被保険者であったこと	資格喪失時の標準報酬月額に応じて計算され、全額自己負担となる。 ※上限あり
恵子さんの健康保険の被扶養者となる	60歳未満で同居の場合： 年収（イ）未満、かつ被保険者の年収の2分の1未満であること等	不要
国民健康保険に加入する	ほかの公的医療保険制度に加入していないこと	前年の所得などに応じて（ウ）で計算され、全額自己負担となる。 ※世帯単位で決定 ※倒産・解雇等による離職者には軽減措置あり

<語群>

- | | | |
|-----------|-----------------|----------|
| 1. 1ヵ月 | 2. 2ヵ月 | 3. 3ヵ月 |
| 4. 130万円 | 5. 150万円 | 6. 200万円 |
| 7. 全国同一基準 | 8. 市区町村ごとに異なる基準 | |

問40

英雄さんの母の正子さん（76歳）の平成26年12月の1ヵ月間における医療費（窓口での自己負担分）のデータ等が下記＜資料＞のとおりである場合、高額療養費として支給される額（多数回該当は考慮しない）として、正しいものはどれか。なお、正子さんは後期高齢者医療制度の被保険者であり、窓口で後期高齢者医療被保険者証を提示している。また、正子さんは平成26年11月に夫が死亡した後、一人で暮らしており、所得区分は「一般」に該当する。

＜資料＞

[正子さんの医療費（窓口での自己負担分）のデータ]

平成26年12月分

- A内科（外来）：9,000円（保険診療分）
- B眼科（外来）：3,000円（保険診療分）
- C整形外科（外来）：5,000円（保険診療分）
- D歯科（外来）：60,000円（このうち、保険診療分は10,000円である。）

[後期高齢者医療制度の高額療養費の計算（「外来」のみの場合）]

個人ごとに外来の1ヵ月分の自己負担額を合算して払戻額を計算する。

[医療費の1ヵ月当たりの自己負担限度額]

所得区分		外来+入院（世帯単位）	
		外来（個人単位）	
現役並み所得者		44,400円	80,100円+（医療費-267,000円）×1%
一般		12,000円	44,400円
低所得者	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ	8,000円	15,000円

1. 12,000円
2. 15,000円
3. 32,600円
4. 65,000円

模範解答

ファイナンシャル・プランニング技能検定 2級実技試験(資産設計提案業務)

平成27年1月25日実施

厚生労働大臣指定試験機関

特定非営利活動法人(NPO法人)

日本ファイナンシャル・プランナーズ協会

各科目の配点は、特に記載のない限り、公表しておりませんのでご了承ください。配点に関するお問い合わせには、お答えできません。

- | | | | |
|-------|--|-------|-------------------------|
| 問 1 | <u>2</u> | 問 2 1 | <u>2</u> |
| 問 2 | <u>(ア) (イ)× (ウ)× (エ)</u> | 問 2 2 | <u>308(万円)</u> |
| 問 3 | <u>3</u> | 問 2 3 | <u>163(万円)</u> |
| 問 4 | <u>2</u> | 問 2 4 | <u>681(万円)</u> |
| 問 5 | <u>1</u> | 問 2 5 | <u>18,100,000(円)</u> |
| 問 6 | <u>1</u> | 問 2 6 | <u>16,097,000(円)</u> |
| 問 7 | <u>(ア) (イ)× (ウ)×</u> | 問 2 7 | <u>1,100,000(円)</u> |
| 問 8 | <u>(ア)× (イ) (ウ)× (エ)</u> | 問 2 8 | <u>2,000(万円)</u> |
| 問 9 | <u>468(万円)</u> | 問 2 9 | <u>4</u> |
| 問 1 0 | <u>(ア)2 (イ)4 (ウ)6</u> | 問 3 0 | <u>(ア)1 (イ)3 (ウ)4</u> |
| 問 1 1 | <u>(ア)60(万円) (イ)220(万円)</u>
<u>(ウ)65,000(円)</u> | 問 3 1 | <u>4</u> |
| 問 1 2 | <u>3</u> | 問 3 2 | <u>(ア) (イ) (ウ) (エ)×</u> |
| 問 1 3 | <u>(ア)3 (イ)1 (ウ)6</u> | 問 3 3 | <u>(ア)3 (イ)5 (ウ)7</u> |
| 問 1 4 | <u>4</u> | 問 3 4 | <u>2</u> |
| 問 1 5 | <u>1,954,600(円)</u> | 問 3 5 | <u>6,370(万円)</u> |
| 問 1 6 | <u>1</u> | 問 3 6 | <u>2</u> |
| 問 1 7 | <u>(ア) (イ) (ウ)× (エ)</u> | 問 3 7 | <u>1</u> |
| 問 1 8 | <u>4</u> | 問 3 8 | <u>3</u> |
| 問 1 9 | <u>(ア)1/2 (イ)1/4 (ウ)1/8</u> | 問 3 9 | <u>(ア)2 (イ)4 (ウ)8</u> |
| 問 2 0 | <u>2</u> | 問 4 0 | <u>2</u> |